

## 中津川市議会議員政治倫理条例

### (目的)

第1条 この条例は、中津川市議会議員（以下「議員」という。）が市民全体の奉仕者として市民から市政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、その信託に応えるため、基本理念を定め、議員の政治倫理の確立を図り、市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

**【解説】** 議員の政治倫理について、中津川市議会基本条例（平成26年中津川市条例第20号）第23条第2項により別に定めることとされており、その基本事項を定めています。

議員は、全体の奉仕者として、法律を守り、職務を遂行する責務があります。二元代表制の一翼を担う市民から信託された議会として、議員自ら政治倫理条例を定め、議員と市民との間に信頼関係を築き、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを定めています。

### (基本理念)

第2条 議員は、良心と責任をもって政治活動を行い、自ら研さんを積み、市民の信頼に応えるよう努めなければならない。

2 議員は、中津川市議会（以下「議会」という。）の名誉を守り、議会制民主主義の健全な発展に取り組まなければならない。

**【解説】** 議員は、市民の代表として市民の信頼に応えるとともに、民主的な市政の発展に取り組むことを基本理念として定めています。

### (議員の責務)

第3条 議員は、市民全体の代表者として市政にかかわる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成のため倫理の向上に努めなければならない。

2 議員は、議会の名誉を損なうような行為をしてはならない。

- 3 議員は、次条に規定する政治倫理基準を遵守しなければならない。
- 4 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

**【解説】** 議員は、市民全体の代表であるという自覚と良識をもって、政治倫理基準に基づき公明正大な市政の推進に努めるとともに、本条例に定める政治倫理基準に反するとの疑惑を持たれたときには、自らその疑惑を解明することを定めています。

(政治倫理基準)

第4条 政治倫理基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市民全体の代表者として、その品位及び議会の名誉を損なうような行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 政治活動に関して、法人その他の団体から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- (4) 市又は市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（以下「市等」という。）が行う工事の請負契約、業務の委託契約又は物品の購入契約（以下「請負契約等」という。）に関して特定の業者のために推薦、紹介その他の有利な取り計らいをしないこと。
- (5) 市の職員（臨時職員等を含む。）の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、基本理念及び議員の責務から逸脱する一切の行為をしないこと。

**【解説】** 議員が遵守すべき政治倫理基準について具体的に「おそれのある行為」を含め項目を定めています。

(請負契約等に関する遵守事項)

第5条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定を遵守し、

市等が行う請負契約等に関し、市民に疑惑の念を生じさせないようにしなければならない。

**【解説】** 請負契約については、疑惑を招くことのないよう定めています。

(審査の請求)

第6条 議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、2名以上の議員の連署をもって、議長に対し政治倫理基準に違反する行為の存否の審査（以下「審査」という。）を請求することができる。

**【解説】** 審査請求は、証拠書類が必要で、2名以上の議員が議長に請求することを定めています。

(政治倫理審査会の設置等)

第7条 議長は、審査請求があったときは、これを審査するため、速やかに議会に中津川市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、これにその審査を付託しなければならない。

- 2 審査会は、当該審査が終了するまで存続する。
- 3 審査会の委員（以下「委員」という。）は10人以内とし、議員のうちから議長が任命する。
- 4 委員の任期は、付託された事案の審査結果を議長に報告した日までとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了する。
- 5 委員及び議員は、審査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 その他審査会に関し必要な事項は、別に定める。

**【解説】** 審査の請求を受け付けた時は、議会内に議員で構成する政治倫理審査会を設置して審査する旨を定めています。

(審査会の職務及び権限)

第8条 審査会は、付託された審査を行うため、当該審査の対象となっている議員（以下「対

象議員」という。)及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

- 2 審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 対象議員は、審査会の要請があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して意見を述べなければならない。
- 4 審査会は、対象議員が調査に協力せず、又は虚偽の報告をしたときは、その旨を公表するものとする。
- 5 審査会は、必要と認める措置を勧告することができる。その場合、勧告は、勧告理由を付し、文書で行うものとする。

**【解説】** 審査会は、審査請求の適否及び政治倫理基準違反の事実について審査する旨を定めています。また、疑惑を持たれた議員の審査協力義務と弁明の機会を与えることについて定めています。

(審査会の審査結果)

第9条 審査会は、議長から付託を受けた日から90日以内に審査を終え、議長に対してその審査結果を文書で報告しなければならない。

- 2 審査会は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に審査を終了できないときは、これを延長することができる。この場合において、延長の理由及び決定できる期日を議長に通知しなければならない。

**【解説】** 政治倫理審査会の審査は、速やかに行い、議長に報告することを定めています。

(審査結果の尊重)

第10条 議長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを尊重し、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、当該報告に係る文書の写しを審査請求をした者の代表者及び対象議員に速やかに送付するとともに、当該報告の概要を市民に公表しなければならない。

**【解説】** 審査会の報告を受けた議長は、審査会の措置内容等を尊重し、議会に諮り所要の措置を講じ、もって議会の名誉と品位を守るよう定めています。

また、講じた措置の概要を市民に公表する議長の義務を定めています。

(議長職務の代行)

第11条 議長が審査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

**【解説】**議長が審査の対象になったとき並びに議長及び副議長がともに審査の対象になったときの議長の職務を行う者を定めています。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

**【解説】**この条例の施行に関し必要となる事項を要綱等で定めます。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。